

## 第1問 答案用紙 <1> (監 査 論)

### 問題 1

#### 問 1

平成 14 年当時、我が国で無限定適正意見が表明されているにもかかわらず、企業が破綻する事例が相次ぎ、継続企業の前提に関する情報を提供することについて、利害関係者の要望が強くなっていた。さらに、既に米国をはじめとする主要国の監査基準、ならびに国際監査基準は、継続企業の前提に関して監査人が検討を行うことを義務づけていたことから、監査報告書において継続企業の前提に関する記載が求められることになったのである。

#### 問 2 ①

継続企業の前提に関する監査報告書の追記は、継続企業の前提に関する情報提供であり、監査意見を表明することにより、財務諸表の適正性を保証するという保証機能から外れる事項である。よって、監査意見とは区別して記載するのである。

#### 問 2 ②

継続企業の前提に関する評価と開示に関する経営者及び監査人の対応についてより明確にするため、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付して独立した区分を設けて記載する。

### 問題 2

#### 問 1 ①

継続企業の前提に関する事項が、当年度の財務諸表の監査において、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項の中で特に注意を払った事項であり、当該事項の中で、さらに監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した場合には、これを「監査上の主要な検討事項」として選定し、監査報告書の監査上の主要な検討事項区分に記載することになる。

#### 問 1 ②

監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の内容、財務諸表監査において特に重要であるため、当該事項を監査上の主要な検討事項に決定した理由、さらに当該事項に対する監査上の対応を記載する。

第 1 問 答 案 用 紙 <2>  
(監 査 論)

問 2 ①

「事業等のリスク」の記載は、その他の記載内容に該当する。よって、継続企業の前提に関して事業等のリスクで適切に開示されていない場合に、それが重要な誤りであると判断し、経営者及び監査役等に修正を要請したが修正が行われなときは、監査報告書の「その他の記載内容」区分に記載することになる。

問 2 ②

監査人は、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断している旨を記載する。さらにその未修正の重要な誤りの内容として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するにもかかわらず、それが「事業等のリスク」において適切に開示されていないということを記載する。

問題 3 ①

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されない場合にその旨を記載すると、監査人が、企業の存続を保証しているかのように誤解される可能性があり、過大な責任を負わされることになる。

問題 3 ②

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されない場合にその旨を記載すると、監査報告書の継続企業の前提に関する記載が常態化し、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合の注意喚起の効果が薄れ、情報の有用性が低下する。

第2問 答案用紙 <1>  
(監 査 論)

問題 1

|                                                                                                                                                          |       |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| <p>原材料高騰という一時的要因により連結税引前利益は急減しており、これを指標とすると重要性の基準値が過小に算定されるため適切でない。重要性の基準値は、期間を通じた指標の相対的な安定性を考慮して決定する必要がある、変動性の大きい連結税引前利益ではなく、より安定的に推移する指標を選択すべきである。</p> |       |        |
| 指標                                                                                                                                                       | 連結売上高 | 連結総資産額 |

問題 2

問 1

|                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特定個人に支配されている内部統制は、当該個人のみで迅速に意思決定ができるため、企業の成長及びその他の目標を達成できる可能性がある。一方で、情報や権限が集中することで、当該個人が内部統制を無効化し、虚偽表示の生じやすさが高まる可能性がある。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

問 2

|                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特定個人が内部統制システムを支配する状況では、棚卸資産の評価という見積りに対して、当該個人の利益を強気に見せたいという意向が影響しやすく、主観性という固有リスク要因の影響が大きくなるため、固有リスクは高くなる。また、当該個人の意向に反する意見を出しにくく、取締役会による牽制も機能していないため、内部統制が無効化されやすく、統制リスクも高くなる。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2問 答案用紙 <2>  
(監 査 論)

問題 3

問 1

IT 全般統制の文書化が不十分であり、変更履歴も適正に管理されていないことから、IT 全般統制は有効でないといえる。よって、在庫管理システムが出力した明細表の正確性及び網羅性を確かめるため、購買記録・受払記録・実地棚卸結果等との突合を行う必要がある。

問 2

X社が利用した不動産鑑定士は、代表取締役社長の大学時代の先輩であり、顧問税理士に紹介され業務を依頼していることから、当該不動産鑑定士の適性、能力のみならず特に客観性を評価する必要がある。さらに、正味売却価額の算定において、不動産鑑定士が採用した方法、仮定及びそれらの適用の適切性・合理性を理解し、鑑定評価書の監査証拠としての適切性を評価する。その結果、会社が提出した鑑定評価書を監査証拠として利用することに懸念がある場合には、監査人自らが他の不動産鑑定士に鑑定評価を依頼する。

問題 4

監査人は、B社の棚卸資産に対して立会に代わる代替手続の実施を検討する。代替手続によっても十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合、この棚卸資産の期末残高は約 10,000 百万円であり、連結総資産の約 12.5%、連結税引前利益の約 1,000%に相当する金額であることから、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響について重要性及び広範性が認められるかを検討する。その結果、重要性及び広範性が認められると判断した場合には、意見を表明しないと判断する。